

たま～に役立つ税の知識

改正項目（自社株式に係る相続税の80%納税猶予）がありますが、まずは現行法をおさえておきましょう。

【1】相続税の課税価格計算の特例

(1) 現行

小規模宅地等の減額

(イ) 事業用宅地

被相続人の事業の用に供されていた宅地 80%減額（400㎡までの部分）
（特定同族会社の事業の用に供されていた宅地を含む）

(例) 自用地評価額 1億円、面積500㎡ $1億円 \times 400/500㎡ \times 80\% = 6,400万円$ 減額される

(ロ) 居住用宅地

被相続人の居住の用に供されていた宅地 80%減額（240㎡までの部分）

(ハ) その他の宅地

貸地、駐車場など 50%減額（200㎡までの部分）

* 被相続人が上記に該当する複数の宅地を所有している場合には有利選択（どれを採用したら減額金額が一番高くなるか）

特定事業用資産（株式）の減額

(イ) 基本：株式評価額の10%を減額する

(ロ) 要件

相続人が、
* 被相続人の親族
* 申告期限を経過する時にその法人の役員
* 相続開始時における議決権割合等が5%以上保有

株式のうち、

* 相続開始の直前及び相続開始の時に被相続人及びその親族の議決権割合等が50%超
* その法人の発行済株式の総数の2/3に達するまでの部分、かつ、10億円以下の部分

(例)

A社株式：発行済株式の総数 1,000株
被相続人の相続開始直前の議決権割合等 100%（これを配偶者が全て相続）
一株当たりの評価額 90,000円/株

* $90,000円 \times 1,000株 \times 2/3 = 6,000万円 < 10億円$

* $6,000万円 \times 10\% = 600万円$

その宅地の面積が限度面積に満たない場合等には、小規模の減額と株式の減額は併用できる

適用除外

- (イ) 小規模宅地、株式が申告期限までに分割されていない場合（未分割）
- (ロ) 株式について下記の特例を受けていた場合 小規模宅地の減額の適用なし

相続時精算課税

(イ) 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例

60歳以上65歳未満の親から20歳以上の子(推定相続人)に特定同族株式を贈与
課税価格から2,500万円を限度として控除

(ロ) 特定同族株式等に係る特別控除

上記 プラス 500万円

- * 株式発行法人 = 代表者が2人以上いない
- * 親 = 法人の代表者、議決権割合等50%超
- * 子 = 確認日において法人の代表者であり、議決権割合等が50%超
- * 確認日 = 株式の贈与を受けた年の翌年3月15日から4年を経過する日

確認日の翌日から2月以内に確認書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない